

こんな時、どうするの？ 自社物を利用した発電事業

今月号も、協会への相談事例を紹介します。
今回は、実際にやり取りをした形式でご案内します。

(自社物を利用した発電事業について)

- Q. 当社は全国に飲食店を展開する会社であるが、廃プラスチック類や紙くずが大量に発生するため、これを利用して発電することを考えている。廃プラスチック類や紙くずを燃料にして、火力発電を考えているので、廃棄物処理法には抵触しないと考えているが、問題はあるか。
- A. 廃プラスチック類や紙くずを燃料として整理していますが、これが燃料と認められるかに問題があります。一般的には、廃プラスチック類や紙くずを燃料として利用する場合は、カロリーを均質化するために圧縮固化し燃料として利用するケースが多いので、加工せずに燃料と認められるかがポイントです。処分が目的なのか、発電が目的なのかについては、水掛け論になると思われますので、廃プラスチック類や紙くずが廃棄物か否かについて整理します。まず、廃棄物に該当するか否かは、「その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、判断することになります。具体的には次のような観点になります。
1. 物の性状：利用できる品質であり、生活環境保全上支障が発生する恐れがないこと
 2. 排出状況：排出が計画的で、排出までに適切な保管や品質管理がなされていること
 3. 通常見取り形態：製品としての市場が形成されており、通常は廃棄物として処理されていないこと
 4. 取引価値の有無：有償譲渡がされており、かつ客観的に見て取引に経済的合理性があること
 5. 占有者の意思：適切に利用もしくは他人に有償譲渡する意思があり、放置・処分する意思がないこと

廃プラスチック類や紙くずを5つの要素から整理すると、物の性状については、汚れ、悪臭などがなければクリアーできると思います。次に排出の状況については、飲食店から排出される廃プラスチック類や紙くずの品質管理がなされているとは言い難いのではないかと思います。次に、通常の見取り形態についてですが、使用された廃プラスチック類や紙くずは一般的には廃棄物として処理されていると思います。次に取引価値の有無についてですが、廃プラスチック類や紙くずを燃料としてみた場合には、カロリーなどを均質化し圧縮固化しないと有償譲渡できないと思われます。最後の占有者の意思については自己利用なので、今回は除外して考えます。今回は上記4項目について整理すると、廃プラスチック類や紙くずを燃料として利用するには、圧縮固化などの処理をする必要があると思います。従いまして、廃プラスチック類や紙くずをそのままの状態で燃やすと廃棄物を焼却する行為とみなされると思います。

いずれにいたしましても、栃木県内に施設を設置するのであれば、事前に所管の県の環境森林事務所または宇都宮市の担当課に協議することをお勧めします。